## 持続可能な救急医療体制推進事業業務委託 企画提案公募公告

次のとおり企画提案を公募します。

令和3年4月9日

山梨県知事 長崎 幸太郎

## 1 業務概要等

(1) 業務名

持続可能な救急医療体制推進事業業務

(2)業務目的

本県における救急医療体制については、軽症患者に対応する初期救急医療は地区医師会の開業医等により、また、中等症以上の患者に対する二次救急医療は地域の輪番病院により運営されている。

しかし、地域の医師不足や偏在、医師の高齢化に加え、医師の働き方改革による時間外 労働の規制など、さまざまな課題へ的確に対応しつつ救急医療を確保していくためには、 これまでの取り組みではおのずと限界があり、救急医療を大きく見直す必要がある。

本業務は、救急医療に関する傷病別の患者数や医療機関ごとの受入数、医師の勤務時間等の実態調査・分析、課題の抽出、その解決策の提示を実施し、本県の持続可能な救急医療体制の構築に向けた検討を行うことを目的とする。

(3)業務内容

別に定める「持続可能な救急医療体制推進事業業務委託仕様書」(以下「仕様書」という。)による。

(4) 委託期間

契約日から令和3年9月30日(木)まで

(5)委託料上限額

26, 268, 000円 (消費税及び地方消費税額相当額を含む)

※ この金額は、本業務の調達における提案価格の上限額であり、契約時の予定価格を 示すものではない。

## 2 企画提案の参加資格

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 物品等に係る競争入札に参加する者に必要な資格等(平成14年2月28日山梨県告示第64号)に規定する物品購入等入札参加有資格者名簿に登載されている者又は契約までに 名簿に登載見込みの者であること。
- (3) この公告の日から企画提案審査の日までの間に山梨県から「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。

- (4) 県の業務に関し不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不適当な者であると認められる者でないこと。
- (5) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申し立て、又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者(更生手続開始又は再生手続開始の決定を受けた者を除く。)でないこと。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は法人であってその役員が暴力団員でないこと。
- (7) 医療制度を熟知する等、本委託事業を適切に履行できる者であること。
- 3 企画提案募集要項等の交付及び質問
  - (1) 県ホームページからダウンロードすること。

山梨県福祉保健部医務課

URL <a href="https://www.pref.yamanashi.jp/shinchaku/imuka/0304/imuka09-1.html">https://www.pref.yamanashi.jp/shinchaku/imuka/0304/imuka09-1.html</a>

(2) 企画提案募集要項及び仕様書に関する質問は、企画提案募集要項を参照の上、電子メールにより行うこと。

メール imuka@pref.yamanashi.lg.jp

4 企画提案への参加申込期限

令和3年4月23日(金)午後5時

提出は山梨県の休日を定める条例(平成元年山梨県条例第6号)に定める県の休日(以下「県の休日」という。)を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとする。

5 企画提案書の提出期限

令和3年5月12日(水)午後5時

提出は県の休日を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとする。

6 審查方法

持続可能な救急医療体制推進事業業務に係る企画提案審査会が企画書の内容により審査する。

7 企画提案に使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨